

経常建設共同企業体の取扱いについて

令和5年3月2日

優良な中小・中堅建設業者が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力・施工力を強化することを目的として結成する経常建設共同企業体（以下「共同企業体」という。）に関する新ひだか町の取扱いについて、主な申請要件をお知らせします。

この取扱いは、令和5・6年度の資格審査に適用します。

1 共同企業体の主な申請要件

(1) 構成員の数

構成員の数は、2社又は3社

(2) 構成員の組合せ

ア 構成員のすべてが、競争入札の参加希望の工種について、令和4年新ひだか町告示第59号で定めた新ひだか町が発注する工事等の契約に係る競争入札参加資格者（令和5・6年度建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者）であること。

イ 構成員のすべてが、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する建設に属する事業を主たる事業として営む者であること。

ウ 構成員のすべてが、新ひだか町内に商業登記法（昭和38年法律第125号）第17条第2項に規定する本店又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に基づく許可における主たる営業所を有する者であること。

エ 等級格付がある工種の構成員の組合せは、次の（ア）及び（イ）によるものとします。

（ア）土木一式工事 同一等級又は直近等級に属する者の組合せ

（イ）建築一式工事 同一等級又は直近等級に属する者の組合せ

(3) 構成員の技術的要件等

新ひだか町の令和5年度経常建設共同企業体競争入札資格審査の告示で定めた要件について、すべての構成員が満たす必要があります。

(4) 結成方法及び数等

ア 共同施工方式（甲型）で、自主結成とします。

イ 一つの企業が、同一工種で複数の経常建設共同企業体の構成員となることはできません。

ウ 一つの企業が、申請できる工種の数、3工種までとします。

(5) 出資比率

工事請負時において、構成員による協議のうえ、その都度決定することとし、すべての構成員が、20%以上の出資比率でなければならない。

(6) 代表者の要件

代表者は、構成員において決定するものとする。

なお、格付等級が異なる構成員の組合せの場合は、代表者は上位等級の者とする。

(7) 結成数の制限（別紙参照）

ア (4)により複数の共同企業体を結成する場合であっても、同一工事区分における重複登録はできません。

イ 資格の有効期間内に共同企業体としての競争参加資格を辞退した場合、その構成員は、当該資格の有効年度において、同一工事区分での共同企業体の結成は認められません。

(8) 共同企業体の解散等

ア 登録された経常建設共同企業体は、その有効期間中は、原則として解散できない。ただし、構成員の破産、解散、廃業、合併等による消滅その他のやむを得ない理由があると認められたときは、解散することができます。

イ 登録期間中における構成員の組合せの変更は認めない。

2 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録及び審査数値の加算調整

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定、令和4年5月20日一部改正）において、「**経常建設共同企業体については、継続的協業関係を確保する観点から、一の発注機関における単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録は行わないこととするとともに、真に企業合併等に寄与するものを除き経常建設共同企業体への客観点数及び主観点数の加点調整措置は行わないこととする。**」とされているところであります。

当町においては、建設業が新ひだか町内の経済と雇用を支える基幹産業の一つであること、社会情勢の変化により経営環境や担い手の確保・育成が厳しい状況であること、施工力強化の機会確保にも配慮する必要があることから、町内企業の継続的な協業関係を確保して、企業の経営力・施工力の強化をより一層図る必要があることから、同指針や共同企業体準則の趣旨も考慮しながら、単体企業と経常建設共同企業体との同時登録及び共同企業体の格付審査における加算調整を試行的に行うこととします。

<同時登録及び審査数値の加算調整の試行運用の取扱い>

(1) 単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止（別紙参照）

同一工種区分の同一ランク（等級）での単体企業と当該企業を構成員とする経常建設共同企業体との同時登録はできません。

ただし、格付工種においては、単体登録と経常建設共同企業体のランク（等級）が同一の構成員の場合のみ、単体の資格登録の停止を行い、ランク（等級）が異なる構成員の場合は、同時登録を可能とします。

(2) 加算調整（別紙参照）

施工力強化等のため、上位ランクとその直近下のランクにより経常建設共同企業体が結成された際、上位ランクの格付基準点に達しない場合は、上位ランクになるよう発注者別評価点の加算を行います。

< 共同企業体結成・運用にあたっての留意事項 >

共同企業体の運用においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第17条第1項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）、「共同企業体の在り方について（昭和62年8月17日 建設省中建審発第12号）」及び「共同企業体運用準則」等により適切な活用が求められているところではありますが、特に共同企業体の安易な運用が行われた場合には、施工の非効率化、不良・不適格業者の参入等の事態も生じかねないのみならず、建設企業間の適正な競争を阻害し、建設業の健全な発展の支障となるおそれがあることに留意する必要があるとしています。

したがって、共同企業体として認められない形態、「**ペーパーJV**（共同連帯して施工する共同企業体の本旨に反して、一部の構成員のみが施工にあたり、他の構成員は実際に施工にあたった業者から、見込利益相当額を名義料的に受け取るのみで、なんら施工に関与しないような形態など）」は、建設産業界の健全な発展を阻害するため、排除されるべきとしております。

また、契約の際、発注者に対して単体企業として契約をしておきながら、実際には、当該企業を含む複数の建設企業で共同施工する形態を「**裏JV**」も同様であり、実際には、複数の建設企業からなるJVが請け負い、裏で他の建設企業を構成員として参加させている場合も共同企業体として不相当であります。

さらに、ペーパーJV及び裏JVは、その実施方法を問わず、建設業法で禁止されている一括下請負に該当するおそれもありますので、排除すべきものとしておりますので、十分に留意してください。

単体企業と経常建設共同企業体との同時登録の禁止

【例1】単体と経常JVが同一ランク（等級）の場合は、同時登録できません。

経常JVの等級と構成員の等級が同一等級の場合は、単体の登録（競争入札参加資格）について停止します。

希望工種区分		土木一式工事	
建設業許可における主たる営業所の所在地		等級格付	摘要
X社	新ひだか町内	B	土木一式工事の単体Bの資格が停止となります
Y社	新ひだか町内	B	土木一式工事の単体Bの資格が停止となります。
X・Y 経常JV	経常JVの 格付審査結果	B	

【例2】等級を設定していない工種区分は、同時登録はできません。

等級を設定していない工事区分の場合、経常JVで登録したときは、単体の登録（競争入札参加資格）を停止します。

希望工種区分		解体工事	
建設業許可における主たる営業所の所在地		等級格付	摘要
X社	新ひだか町内	—	解体工事の単体の資格が停止となります
Y社	新ひだか町内	—	解体工事の単体の資格が停止となります。
X・Y 経常JV	経常JVの 格付審査結果	—	

【例3】経常JVの格付等級が単体の等級よりランクアップしている場合には、同時登録することができます。

X社・Y社ともにランク（等級）アップしているので、同時登録できます。

希望工種区分		建築一式工事	
建設業許可における主たる営業所の所在地		等級格付	摘要
X社	新ひだか町内	B	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
Y社	新ひだか町内	B	JVの等級が、単体の等級よりランクアップしているため、同時登録可能
X・Y 経常JV	経常JVの 格付審査結果	A	

【例4】単体と経常JVが同一ランク（等級）の構成員の一部は、同時登録できません。

X社は同一ランク（等級）なので、X者（単体B）の登録（競争入札参加資格）を停止します。Y社・Z社はランク（等級）アップしているので、同時登録できます。

希望工種区分		建築一式工事	
建設業許可における主たる営業所の所在地		等級格付	摘要
X社	新ひだか町内	B	建築一式工事の単体Bの資格が停止となります
Y社	新ひだか町内	C	JVでの等級が、単体Cの等級よりランクアップしているので、同時登録可能
Z社	新ひだか町内	C	JVでの等級が、単体Cの等級よりランクアップしているので、同時登録可能
X・Y・Z 経常JV	経常JVの 格付審査結果	B	

<格付工種（土木一式・建築一式）のある経常JVの組み合わせの例について>

ア 格付審査によりA等級に格付される経常JV（経常A）の種類

経常A（A+A）、経常A（A+B）、経常A（B+B）、経常A（A+A+A）、
経常A（A+A+B）、経常A（A+B+B）、経常A（B+B+B）

イ 格付審査によりB等級に格付される経常JV（経常B）の種類

経常B（B+B）、経常B（B+C）、経常B（C+C）、経常B（B+B+B）、
経常B（B+B+C）、経常B（B+C+C）、経常B（C+C+C）

ウ 格付審査によりC等級に格付される経常JV（経常C）の種類

経常C（C+C）、経常C（C+C+C）

<特定建設工事共同企業体（特定JV）等他の共同企業体制度への参加について>

特定建設工事共同企業体、地域維持型共同企業体（地域維持型JV）への入札参加は、構成員がそれぞれ単体として参加することはできるが、経常建設共同企業体としての参加はできないものとする。

なお、特定JVにおいては、大規模工事であって技術的難度の高い特定建設工事等において、工事毎に結成される共同企業体であることから、最上位区分であるA等級の資格者が構成員の代表者であるとともに、共同企業体の性格からA等級又はB等級の資格者のみその構成員として結成できるものとし、C等級の資格者は特定JVの構成員になることはできません。

<経常JV結成数と工種区分の登録>

(例) X者が結成できる経常JVの数と工種区分の登録(イメージ)

※ 異なる工種で最大3JVまで結成可(1工種ずつの場合)

		X・W	X・Y	摘 要
1	土木一式	○		格付が異なっても一つのみ
2	建築一式		○	格付が異なっても一つのみ
3	大工			
4	左官			
5	とび・土工・コンクリート			
6	石			
7	屋根			
8	電気			
9	管			
10	タイル・レンガ・ブロック			
11	鋼構造物			
12	鉄筋			
13	舗装			
14	しゅんせつ			
15	板金			
16	ガラス			
17	塗装			
18	防水			
19	内装仕上			
20	機械器具設置			
21	熱絶縁			
22	電気通信			
23	造園			
24	さく井			
25	建具			
26	水道施設			
27	消防施設			
28	清掃施設			
29	解体		○	

【 ※ どちらか一方のみで、最大3工種まで可
(同一工種区分における重複登録はできません。) 】

＜ 経常建設共同企業体の格付における加算調整 ＞

経常建設共同企業体の格付審査における調整内容は、以下のとおりとする。

- ア 経常建設共同企業体の格付が構成員の単体としての最高位の格付よりも下位である場合は、構成員の最高位の格付の下限值に至るまで、発注者別評価点を調整点（加算）を付与する。
- イ 経常建設共同企業体の格付が構成員の単体としての最高位の格付よりも2等級上位である場合は、構成員の最高位の格付の1等級上位の下限值に至るまで、マイナスの発注者別評価点の調整点（減算）を付与する。